

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 道路の区域を変更する件
 - 道路の供用を開始する件二件
- 落札者を決定した件
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件
- 肥料を登録した件二件
- 一般競争入札を行う件
- 福島県人事委員会
 - 福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 （メートル）	変更後 敷地の幅員 （メートル）
		延	長

一般国道 四〇〇号	大沼郡昭和村大字両原 字白森山国有林五七六 林班わ五小班地先から 同 郡同 村大字両原 字白森山国有林五七六 林班ぬ四小班地先まで	変更前 八・〇〇 五七・二	変更後 一一・六〇 一五三・〇	一、三三〇・一 一、二九六・九
--------------	--	---------------------	-----------------------	--------------------

（道路計画課）

福島県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇〇号	大沼郡昭和村大字両原字白森山国有林五七六林班わ五小班地先から 同 郡同 村大字両原字白森山国有林五七六林班ぬ四小班地先まで	平成二十八年一月二十二日

（道路計画課）

福島県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道皿貝勿来停車場線	いわき市田人町黒田字天ノ川一九六番一地先から 同 市田人町黒田字天ノ川一九六番四地先まで	平成二十八年一月二十二日

公
告

(道路計画課)

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるリアルタイム線量測定システム設置及びクラウド環境構築業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
リアルタイム線量測定システム設置及びクラウド環境構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市中町
8番2号（福島県自治会館3階）
- 落札者を決定した日
平成27年11月27日
- 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
番地
- 落札金額
104,112,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月16日

(原子力安全対策課放射線監視室)

公告第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人緑
- 三 代表者の氏名
簇野 良平
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市保原町字八幡町二十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業に関する事業を行うことにより、農業者の高齢化や担い手不足の軽減、農業と福祉の両立、伊達市内及び福島県内の農業の活性化、まちづくりの推進、社会環境の保全に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月八日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島ソーリズムの会
- 三 代表者の氏名
川崎 政志
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市大森字経塚五十番地の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は市民に対して、花、鳥、山、川などの自然に触れ合う旅やセミナーを企画し、実施する事業を行い、健康と福祉の増進を図り、更に地域の観光振興を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
845	ひまし油かす及びその粉末	ひまし粕ペレット	8.0	3.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成34年1月5日
846	混合有機質肥料	混合有機質肥料721号	7.0	2.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年1月5日

(農業総合センター)

公告第十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十八年一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	847	
肥料の 種類	混合有 機質肥 料	
肥料の 名称	KC9 40	
保証成分量 (%)	窒素 全量	9.0
	りん 酸全 量	4.0
	加里 全量	—
その他 の規格	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	
氏名又 は名称	片倉コー プランド 株式会社	
住所	東京都 千代田 区九段 北一丁 目8番 10号	
登録の 有効期 限	平成31 年1月 11日	

(農業総合センター)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年1月22日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電磁的安全性評価試験システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年8月31日（水）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年2月15日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年1月22日(金)から同年2月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び同年2月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年2月1日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年3月4日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月3日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electromagnetic safety evaluation test system 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 4 March 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 3 March 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十二日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第四号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために人事委員会が適当と認める書類

様式第三号中

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて は、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1) 未成年者（年
	2	本人の氏名	(2) 成年被後見人
	3	本人の住所	(郵便番号)
	4	本人の連絡先	(電話番号)

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて は、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1) 未成年者（年
	2	本人の氏名	(2) 成年被後見人
	3	本人の住所	(3) 委任者（年
	4	本人の連絡先	(郵便番号)

月 日生)

月 日生)

番号)

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

よる代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注5を同様式注6の次に、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）等を提出し、又は提示してください。

様式第三号中

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて は、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1) 未成年者（年
	2	本人の氏名	(2) 成年被後見人
	3	本人の住所	(郵便番号)
	4	本人の連絡先	(電話番号)

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて は、委任者の状況等)	1	本人の状況	(1) 未成年者（年
	2	本人の氏名	(2) 成年被後見人
	3	本人の住所	(3) 委任者（年
	4	本人の連絡先	(郵便番号)

に改め、同様式注1中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

よる代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）又は「回覧申込書」や「回覧申込書の返却」の返却に際して、

4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。

違反していると認める福島県個人情報保護条例の規定	第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項
	第7条第1項・第7条第2項 第8条第3項・第8条第4項
第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・第7条第4項	

求める措置	違反していると認める福島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律（以下「番号法」という）の規定
利用の停止 消去	条例第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・第6条第4項 条例第7条第1項・第7条第2項 条例第7条の2第1項・第7条の2第2項 条例第8条第3項・第8条第4項 番号法第20条 番号法第28条
提供の停止	条例第7条第1項・第7条第2項・第7

3項・第7条第4項
条例第7条の3

護条 続に の利 の)	求める措置
第 項	利用の停止 消去
第 項	提供の停止

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人 (3) 本人の住所 (4) 本人の連絡先
	2 本人の氏名 (郵便番号)
	3 本人の住所 (郵便番号)
	4 本人の連絡先

年 月 日 (生)

人 ()

(電話番号)

本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 (2) 成年被後見人 (3) 本人の住所 (4) 本人の連絡先
	2 本人の氏名 (郵便番号)
	3 本人の住所 (郵便番号)
	4 本人の連絡先

者 (年 月 日 (生))
後見人 (年 月 日 (生))
号 () (電話番号)

「又は本
「法定代理人」の次に「又は本

人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）に「並びに同様名注3中「旅券等」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加え、同様名注5や同様名注6の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類）、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。）のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「請求者本人」の次に「（開示請求に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県人事委員会を取り扱う個人情報保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、必要の調整をして使用することができる。

（総務審査課）